

請負代金額の減額変更を請求する場合における岩手県営建設工事請負契約書  
別記第 25 条第 5 項の運用について

岩手県営建設工事請負契約書別記第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用、及び運用の拡充についてはすでに定め適用しているところですが、単品スライド条項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合については、これら運用に加え、下記のとおり運用を読み替えること等により対応することとします。

記

1. 運用通知記 1.（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。

（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

$p$ ：設計時点における各材料の単価

$p'$ ：3. の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

$D$ ：4. の規定に基づき各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率（小数点以下 4 位まで有効）

2. 運用通知記 2.（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）を次のとおり読み替える。

（1）請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = S' \times 105/100$$

$$S' = (( M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}} ) + P \times 1/100) \times 100/105$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$S$ ：スライド額

$S'$ ：スライド額（税抜き）（千円未満切り捨て）

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

$p$ ：設計時点における各対象材料の単価（消費税相当額を含まない額）

- $p'$  : 3 . の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価  
(消費税相当額を含まない額)
- D : 4 . の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量
- k : 落札率 (小数点以下 4 位まで有効)
- P : 1 . に規定する請負代金額

( 2 ) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額 (消費税相当額を含む。) を示して 5 . ( 1 ) により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が ( 1 ) の  $M_{\text{変更}}$  を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、( 1 ) の規定にかかわらず、( 1 ) の  $M_{\text{変更}}$  に代えて乙の実際の購入金額を用いて、( 1 ) の算定によりスライド額を算定する。

( 3 ) 燃料油に該当する各対象材料について、5 . ( 3 ) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を 4 . の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3 . ( 1 ) の平均価格を乗じて得た金額。

3 . 運用通知記 3 . ( 価格変動後における単価の算定方法 ) 中、( 1 ) を次のとおり読み替えるものとし、( 2 ) については適用しない。

( 1 ) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (  $p'$  ) は、次に定めるとおりとする。

鋼材類及びその対象材料 ( 燃料油を除く。)

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格 ( 対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を平均した価格 ) とする。

燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格 ( 対象材料を複数の月に購入した場合にあつては、各購入月の実勢価格を平均した価格 ) とする。

4 . 運用通知記 4 . ( 対象数量の算出方法 ) 中、( 1 ) ( 附則第 3 項による改正後にあつては、及び ) を次のとおり読み替える。

設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

5. 運用通知記5.(搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認) 標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、(1)中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたとき」と、(2)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、(3)中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。
6. 運用通知記8.(請負代金額の変更手続)(2)中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。
7. 運用通知記9.(全体スライドを行う場合の特則)中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

#### 附 則

1. この通知は、平成21年2月23日から施行し、適用する。
2. ただし、工期の末日がこの通知の施行日以降で平成21年3月31日以前である工事には適用しないものとする。また、運用通知記8.(1)の規定の適用については、工期の末日が平成21年4月1日以降で平成21年5月22日以前である工事に係る適用は、「工期満了前であって、かつ、平成21年4月16日まで」とする。
3. 運用通知の一部を次のように改正する。  
記4.(1) を とし、 に次のように加える。  
設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。